

地下排水槽の設置指導基準

戸田市公共下水道処理区域内における地下排水槽（地下階等の低位の排水が自然流下によって直接公共下水道に排水出来ない場合に、地下に一時貯留し、排水ポンプでくみあげて排出する施設をいう。）の設置及び維持管理については次のとおりとする。

設 置

1. 排水系統

（イ）排水槽は、地下階の排水系統を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは、別系統で排水する。

（ロ）厨房から排水槽に流入する系統には、保守点検が容易な場所に阻集器を設ける。

2. 排水方法

排水槽は、原則として汚水・雑排水（台所、浴室、洗面所等からの汚水をいう）は、それぞれ分離する。また、雨水を混入してはならない。

3. 容量

排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とする。また、槽の実深さは、有効貯水高さの1.5～2.0倍程度とする。

4. 排水量

ポンプによる排水は、自然流下の排水系統（屋外排水設備）に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるように設計する。

5. 臭気防止

（イ）通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、開口箇所は、臭気等に対し衛生上十分に考慮する。

（ロ）通気のための装置以外の部分からは、臭気が漏れない構造とする。

6. 排水ポンプ

（イ）排水ポンプは、排水の性状に応じたものを使用し、異物による目詰まりが生じない構造とし、故障に備え複数台を設置し、通常は、交互運転できるように、また排水量の急増時には、同時運転が可能な設備とする。

（ロ）排水ポンプの運転間隔は、水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定し、故障に備え警報装置等を設ける。

（ハ）排水ポンプの停止水位は、吸い込みピットの上端以下とし、排水や汚物が容易に排出できるよう設定し、始動水位はできるだけ低く設定する。

（ニ）排水ポンプ施設には、逆流防止機能を備える。

7. 排水槽の構造

- (イ) 排水槽は、十分に支持力のある床、または地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。
- (ロ) 内部は容易に清掃できる構造で、不浸透質の耐水材料で造り、漏水しない構造とする。
- (ハ) 底部には吸い込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上1/10以下の勾配をつける。
- (ニ) 排水槽内部の保守点検用マンホール（内径60cm以上）を2カ所設け、作業の便宜を図るため腐食防止を施したフックを取り付ける。
- (ホ) 建築物の外部に直接開放され、かつ衛生上の対策が講じられた通気装置
- (ヘ) 貯留水の腐敗等の恐れがある排水槽については、ばっき装置若しくは攪拌装置又は排水用補助ポンプ（スラリーポンプ）を設ける。

維持管理

1. 排水槽等の維持管理の強化を図り、悪臭の防止に努める。
2. 排水槽の清掃は少なくとも、4カ月に1回定期的に行い、水質・排水量及び排水槽の容量によって清掃回数を増やす。
3. 排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は、頻繁に行う。（1週間に1回清掃）
4. 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを投入又は流入させてはならない。
5. 清掃時等に発生する汚泥は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、公共下水道に投棄してはならない。
6. 排水槽等に関する図面（配管図、構造図等）及び排水槽等の保守点検記録等を整備しておかなければならない。
7. 排水槽等は、少なくとも1カ月ごとに1回定期的に点検し、必要に応じ補修等を行う。
8. 建築物の所有者等は、清掃・点検及び整備に関する帳簿書類を作成し、保存する。
9. 排水槽等の清掃は、薬品の使用・除去物質の飛散防止・悪臭の発散防止に配慮し、作業中の事故防止に努める。